

法務省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
247	B	地方 に対する 規制緩和	その他	不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際、電子での評価額情報を利用	不動産の移転登記等を行う際に申請者が登録免許税を算定して申告し、法務局が記載内容を確認する必要があるが、申請者は市町村が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書により算定することとなっている。これにより各市においては不動産移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約5万6千件あり、市町村においては窓口対応に多大な労力がかかっているとともに、住民にとっても市町村窓口へ来所する手間が生じている。 なお、固定資産税台帳登録事項証明書の記載事項は、地方税法第422条の3の規定により法務局へ通知することとなっており、法務局でその情報を確認することが可能。	登録免許税においては、法務局が電子による評価情報を確認して税額算定をすることで、不動産の移転登記等の際の固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、住民にとっては証明書の発行の手間の削減につながる。また、市町村にとっては窓口来所者の削減による行政の効率化が図られる。	登録免許税法第10条、第25条、第26条、附則第7条、登録免許税法施行令附則3、不動産登記規則第189条、第190条、地方税法第422条の3	法務省	神戸市	八戸市、滝沢市、仙台市、ひたちなか市、高崎市、千葉市、八王子市、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、豊橋市、豊田市、京都市、京都府、兵庫県、広島市、宮崎市	<p>○当市でも、申請者(多くは登記事務を代行する司法書士)が提案団体と同様の証明(登記申請用評価証明書)を申請している。</p> <p>発行件数は年間約1,700件であるが、地方税法第422条の3の規定により本来は法務局で通知内容を確認し登録免許税の算定が可能のため、市の窓口及び申請者の負担となっている。</p> <p>○当市では法務局への固定資産評価額通知は、年に1度、当初賦課が確定したのちに行っており(修正された評価額については評価が確定した都度)、所有権移転のみの場合には通知を行っていませんが、分合筆、地目変更の際には法務局登記官からの依頼により価格通知書を別途発行しています。法務局と市町村の情報連携が一層進められることで、今後、分合筆、地目変更等の場合についてもデータで評価が通知できるようになれば事務の効率化が図れると考えます。</p> <p>○当市においては平成31年度固定資産税関係証明の発行件数が合計で15,777件であったが、このうちの多くが不動産の移転登記の際の法務局への提出を目的とした固定資産評価証明書を発行するものであり、市においては窓口・郵送請求対応に多大な労力がかかっているとともに、住民にとっても窓口来所・郵送請求の手間が生じている。</p> <p>○税通等のオンライン化に伴い、市町村と登記所との間で相互のデータの受渡しが可能となるため、評価情報を固定資産課税台帳登録事項証明書の添付に頼ることなく確認できるのであれば事務の効率化が図られるので、市民、行政双方の面からも有効と考える。</p> <p>○当市は毎月電子データで評価額通知を法務局に提出しているが、同法務局が管轄している別市はデータでの通知を行っていない。現状、自治体によって法務局との情報連携自体にばらつきがあるため、「法務局が電子による評価情報から税額算定をする」という一律な措置基準を設けることで、自治体による差も解消される</p> <p>○固定資産税台帳登録事項証明書の記載事項は、地方税法第422条の3の規定により法務局へ通知しているもの、法務局より不動産登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書の発行を求められており、事務負担となっている。</p> <p>○当市においても、相続等に伴う登記のための固定資産課税台帳登録事項証明書発行が多数ある。相続人等の取得権利者及び分合筆による土地の異動等を確認したうえで全筆・全棟分を発行するため、難易度が高い案件が多く、時間を要することが多い。不動産の移転登記等の際の固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となれば、証明書発行業務の負担は減り、他の行政サービスの質の向上が見込まれる。</p> <p>○当市においても、不動産登記申請を目的とした固定資産課税証明書の申請者は郵送分も含めて年間(平成30年度)で約1万7千件あり、発行対応に多大な労力がかかっているとともに、住民にとっても窓口へ来所する手間が生じている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、窓口で接触する機会を減らす必要性も高まっている。今後、これを電子化した情報をもとに法務局において登録免許税の算定が可能となれば、これら課題を解消することができ非常に有益である。</p>	<p>不動産登記における登録免許税については、登録免許税法において登記を受ける者に納付の義務が課されており(同法第3条)、登記の申請の時までに納付をしなければ申請が却下されることとなり得るものであり(不動産登記法第25条第12号)、登記官は、登記をするときに登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならないとされている(登録免許税法第25条)。</p> <p>また、登記における登録免許税については、租税特別措置法等の規定による軽減措置の適用を受けようとする場合には、登記の申請時に必要な書類を提供し軽減を受けようとする場合には、登記の申請時に必要な書類を受けようとする者が納付すべき登録免許税額を算出し、登記の申請をし、登記官も適正な税額を確認して登記を実施するという制度とされており、登記機関である登記官のみが登録免許税額を個別に算定するという仕組みとする場合には、登録免許税の納付方法の在り方そのものを見直す必要があるため、規制の改正の検討が必要であり、対応は困難である。</p> <p>もともと、登録免許税額の算定に必要な課税台帳価格については、市町村から毎年通知をしている固定資産税納税明細書等でも把握が可能であり、当該書面を活用し、固定資産評価証明書の取得及び提出の慣行をなし、申請人及び市町村の負担を軽減するといった観点から、令和2年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において対応方針が示されたとおり、現在、事業環境改善のための関係府省連絡会議等の会議体において、市町村から登記所への評価額通知のオンライン提供の拡大推進、登記手続等における固定資産税納税明細書の活用などの方策を検討することとされており、これに従って、引き続き関係府省と検討を進めてまいります。</p>	<p>申請人及び市町村の負担を軽減するといった観点から、固定資産評価証明書の取得及び提出の慣行をなくす検討を進めていただけることは、大変ありがたい。</p> <p>まずは、各地方法務局のホームページや、電話・窓口の問い合わせに対して、市町村での証明取得ではなく、固定資産課税明細書等に記載されている評価額から登録免許税を計算するような案内を徹底していただきたい。例えば、補足資料は法務局ホームページに掲載されているものだが、「2 売買を原因とする所有権の移転の登記の場合 (1)課税標準 市区町村役場で管理している固定資産課税台帳の価格がある場合は、その価格です。市区町村役場で証明書を発行しています。」とある。このような表現を改めていただきたい。</p> <p>また、市町村から登記所への評価額通知のオンライン提供の拡大推進と併せ、評価額情報がオンラインやUSB提供による電子データで通知された場合には、固定資産評価証明書や課税明細書の写し等の添付を求める一切の慣行をなくし、評価額情報は登記所へ通知された電子データによって確認することとしていただきたい。</p>	有	

法務省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月16日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○評価額が市町村から登記所にオンラインで提供された場合には、登記所において証明書や明細書等の添付を求める一切の運用を廃止し、オンラインで提供された評価額の電子データにより課税台帳価格を確認する運用を検討いただきたい。 ○上記の運用が直ちに実現困難である場合、登記所が課税台帳価格を確認するための書類については、申請人及び市町村の負担を軽減する観点から、明細書が望ましいとする運用に一本化し、その旨を住民や法務局、司法書士、不動産業者等に対し、ホームページや通知等により周知いただきたい。</p>	<p>市町村から登記所へオンラインで提供された評価額通知の電子データにより課税台帳価格を確認する運用については、事業環境改善のための関係府省連絡会議等の会議体における市町村から登記所への評価額通知のオンライン提供の拡大推進の取組の状況を踏まえて、検討したい。 また、登記官が登録免許税の課税標準たる不動産の価額たる固定資産課税に登録された不動産の価格を確認するための書類については、申請人や市町村の負担を軽減する観点から、固定資産課税明細書の活用について、国民や司法書士等に対し、ホームページ等における案内に当たって幅広く周知する。</p>	<p>5【法務省】 (2) 地方税法(昭25法226)、登録免許税法(昭42法35)及び不動産登記法(平16法123) 不動産の登記申請に係る登録免許税の額等を計算するための書類については、申請者及び市町村の負担軽減を図る観点から、固定資産税の納税者に交付される固定資産課税明細書(地方税法364条3項)の利用を促す旨を関係団体等に通知するとともに、ホームページ等で周知する。 [措置済み(令和2年12月8日付け法務省民事局民事第二課事務連絡)] また、市町村長から登記所への通知(地方税法422条の3)がオンラインで行われる場合における登記官による登録免許税の額等の調査(登録免許税法26条1項)については、当該通知のオンラインによる全国的な実施状況等を踏まえつつ、当該通知により得た固定資産評価額の電子データにより行う仕組みの構築等必要な措置を講ずる。</p>	通知	令和2年12月	<p>「不動産登記の申請における固定資産課税明細書の活用について(依頼)」令和2年12月8日付け法務省民事局民事第二課事務連絡 法務局ホームページでの周知 市町村長から登記所への通知(地方税法422条の3)のオンラインによる実施の状況を確認した。</p>	令和5年5月末現在、市町村長から登記所への通知(地方税法第422条の3)のオンラインでの実施状況は約22%にとどまっているところ、引き続き同通知のオンラインでの実施状況を注視しながら検討を行う。
						検討中	未定		